

2021年2月8日

J-NET株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における 社員の勤務体制について（第11版）

弊社では、厚生労働省労働基準局より発せられた基安発0331第2号に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策（第4版）について2021年2月8日に公表させていただいております。

2021年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき対象地域に緊急事態宣言が発出され、2021年3月7日まで同宣言が延長されました。

なお、弊社では新型コロナウイルス感染防止の観点により、出勤社員を縮減する輪番による勤務体制と在宅勤務につきましては、下記の通り延長させていただくことといたします。

引き続き、ご契約いただいておりますお客様及び関係各所の皆様にご不便をお掛けしませんように、万全を期して全社取組をしておりますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

実施期間：2021年2月8日(月曜日)～2021年3月7日(日曜日)

以上